資料２

# 平成２７年度行政改革推進体制

## 行政改革市民会議

行政改革の推進に必要な事項について、協議及び検討を行い、市長に意見を述べる。（年３回程度開催）

構成：会長・副会長・委員　１４人以内で市長が委嘱する。

- 行財政改革について優れた識見を有する者　１２人以内
- 公募　２人以内

意見の依頼

意見

## 行政改革推進本部

○行政改革大綱の策定及び実施
○行政改革大綱に基づく推進計画・年度目標の策定・変更
○行政改革の取組状況の点検及び推進に関すること
○行政改革に係る重要事項に関すること

構成：本部長・副本部長・本部員

- 本部長：市長
- 副本部長：副市長
- 本部員：教育長、部長、支所長、会計管理者、部次長及び課長

特定事項について調査・審議の指示

報告

## 行政改革市民会議専門部会

特定事項について調査及び審議を行い行政改革市民会議に報告する。（必要に応じて、年３回程度開催）

構成：部会長・委員　１０人以内で会長の同意を得て市長が委嘱する。

- 市民会議委員のうち会長が指名する者
- 特定事項について優れた識見を有する者

調査、研究及び審議の指示

報告

## 行政改革庁内会議

行政改革及び事務改善について調査、研究及び審議を行い、市長に報告する。

構成：委員長・副委員長・委員

- 委員長：副市長
- 副委員長：企画総務部長
- 委員：市職員のうちから市長が任命

調査、研究及び審議の指示

報告

## 行政改革庁内会議専門部会

部門に属する事項の調査、研究及び審議を行い、行政改革庁内会議に報告する。

構成：部会長・委員　委員長が任命

- 行政改革庁内会議委員及び職員